

## 別表四の二付表 「個別所得の金額の計算に関する明細書」

### 1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の損益計算書の当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を基として、いわゆる申告調整により税務計算上の各連結法人の個別所得金額若しくは個別欠損金額又は個別留保所得金額を計算するために使用します。

### 2 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に個別所得金額若しくは個別欠損金額又は個別留保所得金額の計算を行う連結法人の法人名を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額①」の「総額①」	各連結法人の損益計算書の当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を記載します。この場合、当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額のうちに前期から繰り越された利益又は損失の額を含むときは、前期から繰り越された利益又は損失の額を控除した金額を記載します。	
「当期利益又は当期欠損の額①」の「留保②」及び「社外流出③」	(1) 「留保②」には、「総額①」に記載した金額から「社外流出③」に記載した金額の合計額を控除した金額を記載します。 (注) 「社外流出③」に記載した金額の方が多いときは、その超える金額を「留保②」に△印を付して記載します。 (2) 「配当」は、当期にその支払に係る効力が生ずる令第9条の2第1項第6号(《連結利益積立金額》)に規定する合計額並びに当期の同項第7号の規定により令第9条第1項第11号及び第13号(《利益積立金額》)の規定に準じて計算される金額の合計額を記載します。	
「役員給与の損金不算入額③」	法第81条の3第1項(《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》)(法第34条の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)の規定により役員に対して支給する給与のうち損金の額に算入されない金額を記載してください。	
「加算」の「④」	(1) 連結法人が費用又は損失として経理した金額で当期の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び連結法人が収益として経理しなかった金額で当期の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもの等について、その名称及び金額を記載します。この場合、留保されている金額は「留保②」に、社外に支出されている金額は「社外流出③」	(1) 税効果会計を採用している場合において、損益計算書上、税引前当期純利益から減算した「法人税等調整額」があるときは、「加算」の空欄に「法人税等調整額損金不算入」

欄	記載要領	注意事項
	<p>に、それぞれ記載します。</p> <p>(2) 次の場合には、それぞれ次により記載します。</p> <p>① 措置法第68条の57第1項(「関西国際空港用地整備準備金」)の規定の適用を受ける場合には、損金経理(法第81条の20第1項第1号(「仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等」))に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいいます。以下同じです。)の方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>② 措置法第68条の57の2第1項(「中部国際空港整備準備金」)の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>③ 措置法第68条の64第1項(「農業経営基盤強化準備金」)の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>④ 措置法第68条の65第1項(「農用地等を取得した場合の課税の特例」)の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する農用地等の帳簿価額を損金経理の方法により減額した金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>⑤ 震災特例法第26条の3第1項(「連結法人の再投資等準備金」)の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により再投資等準備金として積み立てた金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>(注) 「平成27年版法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」の33ページに、「農業経営基盤強化準備金の適用を受ける場合の申告書の記載例」として、単体法人の場合の記載例を掲載していますので、参考としてください。</p> <p>(3) 措置法第68条の90(「連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入」)又は第68条の93の2(「特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入」)の規定による益金算入額(別表十七(三)「35」)は、措置法令第39条の120第4項(「外国関係会社の判定等」)等の規定により連結利益積立金額に含まれないものと</p>	<p>等と記載の上、当該金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>(2) 「社外流出③」に※印の金額の記載がある場合の「小計5」の「社外流出③」の記載については、この「社外流出③」の上段に※印を付して外書きします。</p>

欄	記載要領	注意事項
	されますので、「加算」の空欄に「特定外国子会社等に係る課税対象金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」(※印を付けます。)に記載します。	
「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額7」	法第81条の9第4項(連結欠損金の繰越し)の規定により当期の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額を記載します。	
「受贈益の益金不算入額9」	法人による完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額で、法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)(法第25条の2第1項(受贈益の益金不算入)に係る部分に限ります。)の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。	
「適格現物分配に係る益金不算入額10」	適格現物分配による資産の移転を受けたことによって生じた収益の額で、法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)(法第62条の5第4項(現物分配による資産の譲渡)に係る部分に限ります。)の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。	
「減算」の「11」	<p>(1) 連結法人が費用又は損失として経理しなかった金額で当期の連結所得の金額の計算上損金の額に算入すべきもの及び収益として経理した金額で当期の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されないもの等について、その名称及び金額を記載します。この場合、法人計算外で経費とするもの(経費の認定損)のように税務計算上留保した金額を減少させるものは、「留保②」に記載します。</p> <p>(2) 措置法第68条の73(収用換地等の場合の連結所得の特別控除)の規定による収用換地等の場合の連結所得の特別控除額又は措置法第68条の74から第68条の76の2までの規定による特定事業の用地買取等の場合の連結所得の特別控除額(別表十の二(二)「18」、「31」、「34」、「37」又は「40」)は、措置法令第39条の101第6項(収用換地等の場合の連結所得の特別控除)等の規定により連結利益積立金額に含まれるものとされますので、「減算」の空欄に「収用等による特別控除額の個別帰属損金額」等と記載の上、その額を「総額①」及び「社外流出③」(※印を付けます。)に記載します。</p> <p>(3) 当期の決算の確定の日までに剩余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入されるものは、「減算」の空欄に「剩余金処分による準備金積立額認容」等と記載の上、その積立額の全額(税効果会計を採用している場合には、その積立額の全額とこれに農業経営基盤強化準備金(措置法68の64①)、措置法第68条の65第1項に規定する農用地等の帳簿価額を減額することに代えて積み立てる積立金、関西国際空港用地整備準備金(措置法68の57)</p>	

欄	記載要領	注意事項
	<p>対応する税効果相当額との合計額)を「総額①」及び「留保②」に記載します。この場合、積立限度超過額があるときは、「加算」の空欄に「〇〇準備金積立超過額」等と記載の上、その積立限度超過額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p> <p>なお、準備金等に積立限度超過額がある場合には、このような加算及び減算をしないで、その積立額のうち積立限度相当額を「減算」欄に記載しても差し支えありません。</p>	<p>①)、中部国際空港整備準備金(措置法68の57の2①)及び再投資等準備金(震災特例法26の3①)として積み立てたものについては、「49」から「53」までの各欄に記載することとなりますので、左記③による記載はしないでください。</p>
<p>「損金経理をした法人税、地方法人税及び復興特別法人税(附帯税を除く。)14」</p>	<p>次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。</p> <p>(1) 当期の連結法人税、連結地方法人税及び連結復興特別法人税について費用又は損失として経理した場合……その経理した金額</p> <p>(2) 連結法人税、連結地方法人税及び連結復興特別法人税又は法人税、地方法人税及び復興特別法人税について当期に納付した場合……別表五の二(二)付表の「計5」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額((1)の金額を除きます。)</p> <p>なお、(1)及び(2)のいずれの金額をも有する場合には、それらの金額の合計額を記載します。</p>	<p>(1) その記載した金額のうち別表五の二(二)付表の「仮払経理による納付④」の本書の金額がある場合には、この明細書の「減算」の空欄に「仮払税金」等と記載の上、その合計額を「総額①」及び「留保②」に併せて記載します。</p> <p>(2) この仮払税金をその後の連結事業年度において消却した場合は、その消却をした連結事業年度において、次の区分に応じ、次のように処理します。</p>
<p>「損金経理をした連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額15」</p>	<p>連結法人が費用又は損失として経理した連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額について、その金額を記載します。</p>	
<p>「損金経理をした附帯税(利子税を除く。)の負担額16」</p>	<p>連結法人が費用又は損失として経理した連結法人税、連結地方法人税及び連結復興特別法人税に係る附帯税(利子税を除きます。)の負担額を記載します。</p>	<p>イ 損金経理により消却した場合 その税金が損金不算入のものであると否とを問わず、この明細書の「加算」の空欄に「仮払税金消却」等と記載の上、その合計額を「総額①」と「留保②」に記載します。</p>
<p>「損金経理をした道府県民税(利子割額を除く。)及び市町村民税17」</p>	<p>別表五の二(二)付表の「6」、「7」、「中間9」及び「計16」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。</p>	
<p>「損金経理をした道府県民税利子割額18」</p>	<p>別表五の二(二)付表の「利子割8」の「仮払経理による納付④」及び「損金経理による納付⑤」の金額の合計額を記載します。</p>	
<p>「損金経理をした納税充当金19」</p>	<p>別表五の二(二)付表の「損金経理をした納税充当金32」の金額を記載します。</p>	
<p>「損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税20」</p>	<p>別表五の二(二)付表の「加算税及び加算金25」から「過怠税28」までの「当期中の納付税額③～⑤」の各欄の金額の合計額を記載します。</p>	<p>ロ 納税充当金で消却した場合 この明細書には記載しないで、別表五の二(一)付表一において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金20」の「減②」に同額を記載します。</p>

欄	記載要領	注意事項
		(2) 別表五の二(二)付表の「損金経理による納付⑤」に外書の金額(過誤納)がある場合には、この明細書の「加算」の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その金額を「総額①」及び「留保②」に記載します。
「収益として経理した連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額22」	連結法人が収益として経理した連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額について、その金額を記載します。	
「収益として経理した附帯税(利子税を除く。)の受取額23」	連結法人が収益として経理した連結法人税、連結地方法人税及び連結復興特別法人税に係る附帯税(利子税を除きます。)の減少額として受け取る金額を記載します。	
「納税充当金から支出した事業税等の金額等24」	別表五の二(二)付表の「事業税36」から「39」までの金額の合計額を記載します。	別表五の二(二)付表の「損金不算入のもの38」に金額の記載がある場合には、その税目等をこの明細書の「加算」に記載の上、その金額を「総額①」及び「社外流出③」に記載します。
「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額等25」	<p>連結法人税、連結地方法人税、法人税、地方法人税、道府県民税及び市町村民税の中間納付額並びにこれらの税、連結復興特別法人税及び復興特別法人税の過誤納に係る還付金額について、連結法人がこれらを当期利益の額に含めている場合にその金額を記載します。</p> <p>なお、道府県民税利子割額の還付金額も含めて記載します。</p>	利子税相当額の還付金については、その納付した時に損金の額に算入されていますので、この欄で減算することはできません。
「所得税額等及び連結欠損金の繰戻しによる還付金額等26」	<p>次に掲げる還付金額で当期にその還付を受けることが確定したものについて、その額を当期利益の額に含めているといないとしかわらず記載します。この場合に、これらの確定した還付金額を当期利益の額に含めていないときは、「加算」の空欄に「未収の所得税額の還付金」等として「総額①」及び「留保②」に記載し、その後の連結事業年度でこれらの還付金を当期利益の額に含めた場合には、その金額を「減算」の空欄に「未収の所得税額の還付金」等と記載の上、還付金の額を「総額①」及び「留保②」に記載します。</p>	前期分の申告において所得税額及び復興特別所得税額の還付が生じたため、その還付を受けていた場合において、その後、前期分の連結法人税及び連結復興特別法人税につき更正処分があり、その還付を受けた所得税額及び復興特別所得税額の全部又は一部に相当する金額の追徴があ

欄	記載要領	注意事項
	<p>(1) 所得税額及び復興特別所得税額の還付金額並びに控除対象外国法人税額の還付金額</p> <p>(2) 連結欠損金の繰戻しによる還付金額</p> <p>(3) 国税通則法の規定による附帯税（利子税を除きます。）の還付金額</p> <p>(4) 地方税法の規定による各種加算金及び延滞金（同法第65条、第72条の45の2又は第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係るものを除きます。）の還付金額</p> <p>(5) (1)から(4)まで及び「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額25」に記載されるもの以外の租税で損金の額に算入されないものの還付金額</p>	<p>ったときは、その追徴された金額に相当する還付所得税額及び復興特別所得税額は、この欄には記載しないでください。</p> <p>この場合、その還付を受けた所得税額及び復興特別所得税額が当期利益の額に含まれているときは、その追徴された所得税額及び復興特別所得税額に相当する金額は、「減算」の空欄に「追徴された所得税額及び復興特別所得税額」等として「総額①」及び「留保②」にそれぞれ記載します。</p>
<p>「仮計42」</p>	<p>次の場合に応じ、それぞれ次により計算します。</p> <p>(1) 別表十二の「7」の記載があり、別表十四の「20」の記載がある場合  <math>(34) + (35) + (36) - (37) + (38) + (39) + (40) - (41)</math></p> <p>(2) 別表十二の「7」の記載があり、別表十四の「21」又は「23」の記載がある場合  <math>(34) + (35) + (36) - (37) + (38) + (39) + (40) + (41)</math></p> <p>(3) 別表十二の「9」の記載があり、別表十四の「20」の記載がある場合  <math>(34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39) + (40) - (41)</math></p> <p>(4) 別表十二の「9」の記載があり、別表十四の「21」又は「23」の記載がある場合  <math>(34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39) + (40) + (41)</math></p>	
<p>「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額44」</p>	<p>(1) 連結親法人事業年度開始日の合併（適格合併を除きます。）により合併法人に資産及び負債の移転をした場合に、資産及び負債のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を被合併法人の合併の日の前日の属する連結事業年度分のこの明細書に記載します。</p> <p>ただし、合併（適格合併を除きます。）により完全支配関係がある合併法人に譲渡損益調整資産（法第61条の13第1項に規定する譲渡損益調整資産をいいます。）の移転をした場合に、譲渡損益調整資産のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額について損金の額又は益金の額に算入される金額があるときには、その損金の額又は益金の額に算入される金額を譲渡利益額又は譲渡損失額から減算又は加算した金額を、被合併法人の合併の日の前日の属する連結事業年度分のこの明細書に記載します。</p>	<p>譲渡損失額を記載する場合は、その金額を△印を付して記載します。</p>

欄	記載要領	注意事項
	(2) 残余財産の全部の分配又は引渡し（適格現物分配を除きます。）により被現物分配法人等に資産の移転をした場合に、資産のその移転による譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を現物分配法人の残余財産の確定の日の属する事業年度分のこの明細書に記載します。	
<b>「残余財産の確定の日の属する連結事業年度に係る事業税の損金算入額54」</b>	<p>当期が残余財産の確定の日の属する連結事業年度である場合に、法第81条の3第1項（法第62条の5第5項に係る部分に限ります。）の規定により損金の額に算入される事業税の額を記載します。</p> <p>なお、事業税の額には地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定による地方法人特別税の額を含めて記載します。</p>	平成22年9月30日以前に解散が行われた場合には記載する必要はありません。
<b>「個別所得金額又は個別欠損金額55」</b>		「総額①」の金額は、「留保②」の金額に「社外流出③」の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになります。